

野田市告示第 83 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を定めたので、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年野田市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

野田市長 鈴木 有

第 1 ごみ処理実施計画

1 処理区域 野田市全域

2 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 計画処理量

(1) 一般家庭から収集されるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	16,840 t
不燃ごみ	4,640 t
粗大ごみ	360 t
計	21,840 t

(2) 一般家庭から直接搬入されるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	160 t
不燃ごみ	790 t
粗大ごみ	580 t
計	1,530 t

(3) 事業活動に伴って生じるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	7,470 t
計	7,470 t

(4) 資源物

種 類	計画処理量
集団資源回収分（びん、紙、金属等）	3,780 t
堆肥センター搬入分（剪定枝等）	2,980 t
使用済小型家電搬入分	90 t
計	6,850 t

(5) 小動物等の死体

種 類	計画処理量
犬・猫等の死体	500 体

4 収集運搬計画

(1) 一般家庭から収集されるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん等	直営及び委託業者	週 2 回	所定の集積所に基準を守って野田市指定ごみ袋に氏名を記入の上、収集曜日の午前 8 時 30 分までに排出されたごみについて収集を行う。
不燃ごみ	ガラス類、プラスチック類、ビニール類、陶器類、ゴム類等	直営及び委託業者	週 1 回	
粗大ごみ	一辺が 40 cm 以上の物、または 3 辺（縦＋横＋高さ）の合計が 90 cm 以上の物	委託業者	申込収集	各世帯からの申込に基づき随時戸別に収集を行う。

(2) 一般家庭から直接搬入されるごみ

① 一般家庭から日常排出されるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	上記 (1) 一般家庭から収集されるごみと粗大ごみ 同じ	排出者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入する。
不燃ごみ				
粗大ごみ				

② 一般家庭から臨時又は多量に発生したごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	上記 (1) 一般家庭から収集されるごみと粗大ごみ 同じ	排出者及び許可業者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は一般廃棄物処理業の許可業者が戸別収集する。
不燃ごみ				
粗大ごみ				

(3) 事業活動に伴って生じるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	事業活動によって発生する厨芥類、再生利用できない紙類等	排出者 及び 許可業者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は一般廃棄物処理業の許可業者が戸別収集する。

※ 事業者及び許可業者は、別紙1に示す分別の区分及び排出方法等に従って排出し、又は搬入しなければならない。

(4) 資源物

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
集団資源回収回収分	紙類、びん、ペットボトル、衣類、布、金属等	委託業者	月1～2回 自己搬入	所定の集積所に基準を守って、指定日の午前8時30分までに排出された資源物について収集を行うか、又は排出者により市内の回収所に直接搬入する。
堆肥センター搬入分	剪定枝、落ち葉・草	排出者 及び 委託業者	自己搬入 申込収集	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は委託業者が戸別収集する。
使用済小型家電搬入分	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令指定品目	排出者	自己搬入	排出者により市内の回収所に直接搬入する。

(5) 動物等の死体

区分	主体	収集頻度	収集方法
犬・猫等の死体	市及び委託業者	随時	排出者の依頼により戸別に収集を行う。

(6) ごみ集積所及び資源回收集積所

ごみ集積所及び資源回收集積所の設置等については、廃棄物減量等推進員、管理責任者等と協議の上、申請するものとする。

ごみ集積所及び資源回收集積所の維持管理については、管理責任者または利用者が行うものとする。

(7) 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可業者は次の17者とする。

また、事業活動に伴って生じるごみ及び一般家庭から臨時又は多量に発生したごみについては、適正に処理されているため、必要が生じない限り現状の許可業者とする。

ただし、資源循環型社会を構築する上で必要となる食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づくもの）及び剪定枝等の収集運搬については、本市が必要とする範囲で認めることとする。

一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者

許可業者名	所在地	電話番号
(有)葵サービス	流山市駒木台 170-16	04-7155-1459
(有)コスモス環境サービス ※1 ※8	目吹 1529-1	04-7121-0077
(有)栄商事 ※1 ※8	木間ヶ瀬 3114-1	04-7198-7456
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目 18-7	03-5995-3701
高梨 栄次郎	木間ヶ瀬 2059-3	04-7129-4336
中央コントロールサービス(株) ※1 ※8	鶴奉 325	04-7124-7161
西村商事(株) ※1 ※8	七光台 385	04-7129-3008
(株)丸幸 ※8	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目 5-38	047-443-0903
エバークリーン(株) ※2	東京都千代田区丸の内二丁目 3-2 郵船ビル	03-6256-0460
(株)紳商 ※3	山崎 1508	04-7122-3820
(株)北総フォレスト ※3	印西市岩戸 3298 番地 1	0476-80-5211
(株)高田産業 ※4	埼玉県南埼玉郡宮代町川端四 丁目 13-5	0480-34-5401
(有)張能興業 ※5	目吹 983	04-7122-6634
(株)結南クリーンセンター ※5	茨城県結城市大字結城 7188	0296-33-0636
野田市再資源化事業協同組合 ※6	西三ヶ尾 410-2	04-7123-1513
(有)Y Y C ※7	桜台 1587	04-7125-7190
(株)クレバーカンパニー ※9	山崎 948-90	04-7197-3872

- ※1：特定家庭用機器を含む。
- ※2：エバークリーン(株)が廃油処理をしている自動車関連事業所から発生する一般廃棄物に限る。
- ※3：剪定枝等に限る。
- ※4：野田市内の東武鉄道の各駅構内から発生する一般廃棄物に限る。
- ※5：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に係る食品廃棄物に限る。
- ※6：特定家庭用機器に限る。
- ※7：胎盤、産褥汚物に限る。
- ※8：一般家庭から臨時又は多量に発生したごみを含む。
- ※9：自社で解体作業を請け負った建物内にある、建物の占有者により排出された一般廃棄物（特定家庭用機器を除く）。

5 中間処理計画

(1) 処理体制

種類		主体	処理方法
可燃ごみ・可燃粗大ごみ		直営及び委託業者	施設に搬入し、計量した後、焼却及び破碎後焼却・熔融
不燃ごみ・不燃粗大ごみ		委託業者	施設に搬入し、計量した後、手選別や機械選別により資源物を抽出し、不燃残渣物を焼却
資源物	紙類、びん、ペットボトル、衣類、布、金属等	委託業者	選別・圧縮加工を施し、専門業者による資源化
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	堆肥化
	食品循環資源	許可業者	堆肥化
犬・猫等の死体		直営	焼却処分

(2) 処理施設の概要

①焼却処理施設（直営：可燃ごみ（野田地域分））

施設名	所在地	形式	処理能力
野田市清掃工場	三ツ堀 356 番地の 1	准連続燃焼式焼却炉	145 t /16h (72.5t/2 炉)

②焼却処理施設（委託：可燃ごみ（関宿地域分））

施設名	所在地	処理方式	処理能力
(株)ナリコー クリーンセンター	成田市十余三天神峯 214 番地 62	焼 却	270 t /24h (90t/3 炉)
サンエコサーマル(株)	栃木県鹿沼市下石川 737 番地 55	焼 却	94.992 t /日 (94.992t/1 炉)

㈱市原ニューエナジー	市原市万田野 733 番地	焼 却	96 t / 日 (96t/1 炉)
------------	---------------	-----	-----------------------

圧縮梱包施設（委託：不燃ごみ）

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市リサイクルセンター	目吹 331 番地	プラスチック、ガラス類、陶磁器類等	32 t / 日

④資源化施設

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市堆肥センター	船形 5575 番地	剪定枝等	4.9 t / 日

⑤資源化施設（委託）

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市再資源化事業協同組合 リサイクルセンター	西三ヶ尾 410 番地の 2	紙類、びん、ペットボトル、衣類、布、金属等	27.43 t / 日
(有)三豊 リサイクルセンター	茨城県稲敷市 下太田 4445 番地	塩ビ管	10 t / 日

⑥焼却及び熔融施設（民間委託：不燃残渣（可燃物）の処分）

施設名	所在地	処理方式	処理能力
㈱ナリコー クリーンセンター	成田市十余三天神峯 214 番地 62	焼 却	270 t / 24h (90t/3 炉)
㈱アクトリー	栃木県下都賀郡壬生 町大字壬生乙 3491 番地 1	焼 却	394 t / 日 (72t/2 炉) (250 t / 1 炉)
サンエコサーマル㈱	栃木県鹿沼市下石川 737 番地 55	焼 却	94.992 t / 日 (94.992t/1 炉)
㈱カツタ	茨城県ひたちなか市 高野 1968 番 2	焼 却	150 t / 24h (150t/1 炉)
千葉産業クリーン㈱	銚子市小浜町 2950 番地	焼 却	300 t / 24h (150t/2 炉)
新日本電工㈱鹿嶋工場	茨城県鹿嶋市光 4 番 地	溶 融	520 t / 24h (130t/4 炉)
J F E 条鋼㈱鹿島製造 所	茨城県神栖市南浜 7 番地	溶 融	19.2 t / 24h (19.2 t / 1 炉)

⑦固形化・破碎施設（民間委託：不燃残渣（可燃物）の処分）

施設名	所在地	処理方式	処理能力
渡辺産業（株）	栃木県日光市町谷 1802番地	固形化	45,000 m ³ /年

6 最終処分計画

(1) 処分体制

市の焼却施設から発生する焼却残渣の処分について、市内の最終処分場は既に埋め立てが終了し最終処分場がないため、全て市外の一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分をする。

(2) 最終処分場の概要

①処分対象物：可燃ごみの焼却残渣

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
銚子市小浜町つくる最終処分場	銚子市小浜町 1416番地他	埋立面積 58,235 m ² 残余量 27,042 m ³	サド・イチ埋立工法
向洋産業(株)最終処分場	茨城県北茨城市関南町神岡下字金ヶ峰 2700番地の2外	埋立面積 54,279 m ² 残余量 41,000 m ³	サド・イチ埋立工法
君津環境整備センター	君津市怒田字花立 643番地1	埋立面積 117,340 m ² 残余量 1,939,528 m ³	サド・イチ埋立工法
三戸ウェイストパーク	青森県三戸郡三戸町 大字斗内字立花49番1外	埋立面積 83,200 m ² 残余量 634,001 m ³	サド・イチ埋立工法

②処分対象物：不燃残渣の焼却残渣

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
銚子市小浜町つくる最終処分場	銚子市小浜町 1416番地他	埋立面積 58,235 m ² 残余量 27,042 m ³	サド・イチ埋立工法
三戸ウェイストパーク	青森県三戸郡三戸町 大字斗内字立花49番1外	埋立面積 83,200 m ² 残余量 634,001 m ³	サド・イチ埋立工法
新和企業(有)管理型最終処理場	茨城県北茨城市磯原町大字大塚字松ノ木 田 1399番地	埋立面積 190,200 m ² 残余量 246,660 m ³	サド・イチ埋立工法

7 一般廃棄物の排出の抑制、ごみの減量化及びリサイクルの推進

令和6年3月に策定した「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に掲げる4つの重点施策31の事業項目及び重点施策について、野田市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）に諮問しているため、審議会からの答申に基づき、順次施策を実施する。

【重点施策】

（1）排出抑制

- ①野田市のごみの出し方・資源の出し方の周知徹底
- ②水切りの実施
- ③食品ロス対策
- ④不要なダイレクトメールの拒否
- ⑤簡易包装の推奨
- ⑥ノーレジ袋運動の推進

（2）ごみの減量・リサイクルの推進

- ①生ごみのリサイクル
- ②紙ごみのリサイクル
- ③資源回収の拡充
- ④小型家電回収の推進
- ⑤プロジェクトチーム・専門委員会等の設置
- ⑥指定ごみ袋無料配布制度の継続
- ⑦持込みごみ処理手数料の改定
- ⑧「リサイクルプラザのだ」の利用促進
- ⑨資源の分類と出し方の明確化と周知徹底
- ⑩自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化
- ⑪資源回収業者の育成
- ⑫事業系ごみの排出指導
- ⑬プラスチック資源循環の促進

（3）ごみ処理システムの整備・拡充

- ①新清掃工場の建設
- ②リサイクルセンターの管理運営
- ③公害防止対策の徹底
- ④堆肥センターの活用
- ⑤焼却灰のリサイクル推進
- ⑥最終処分場の建設

（4）環境保全意識の普及啓発

- ①環境教育の推進
- ②環境学習の推進
- ③啓発手法の多様化
- ④グリーン購入の推進

- ⑤ごみの減量・リサイクルをはじめとした幅広いイベントの実施
- ⑥市民、事業者、行政の3者の連携強化

8 適用

- (1) 許可業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により市長の許可を受けた者をいう。
- (2) 一般廃棄物処理手数料については、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下、条例）第24条第1項のとおりとする。
- (3) 市が処理することのできる産業廃棄物については、条例第23条のとおりとする。
- (4) 市が処理することのできる産業廃棄物の処理手数料については、条例第25条のとおりとする。
- (5) 条例第21条で定める「市長が指定する処理困難物」は次のとおりである。

イ 消火器・車両用バッテリー・廃油（自動車オイル等）・ガスボンベ・農薬・化学薬品をはじめとする薬品類・自動二輪車・自動車・タイヤ・ペイントの残った缶・ピアノ等の大型楽器・ソーラー機器・温水タンク等の建築附属設備・灰・建設廃材・耐火金庫

ロ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の規定による「特定家庭用機器廃棄物」及びパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年3月28日経済産業省・環境省令第1号）第1条第1項の規定による「使用済パーソナルコンピュータ」

ただし、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成6年野田市規則第23号）第13条第1項3号、4号、5号及び6号に規定する者が排出する「特定家庭用機器廃棄物」及び「使用済パーソナルコンピュータ」については、この限りではない。

また、「使用済パーソナルコンピュータ」については、使用済小型家電機器として処理することができる。

第2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

1 処理区域 野田市全域

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 基本的事項

(1) 計画処理区域内の人口・世帯数（令和8年1月1日現在）

面積		人口		世帯数	
全域	計画区域	全域	計画区域	全域	計画区域
103.54 k m ²	103.54 k m ²	153,147 人	153,147 人	73,938 世帯	73,938 世帯

(2) し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

年間見込量	内 訳
38,220 k l	し 尿 3,970 k l 浄化槽汚泥 34,250 k l

4 収集運搬計画

(1) 収集計画人口

区分	水洗化		非水洗化
	下水道	浄化槽	
人口	106,534 人	41,461 人	5,152 人
世帯数	40,168 世帯	31,281 世帯	2,489 世帯

(2) 収集運搬体制

①し尿

野田市全域を委託により収集する。ただし、仮設トイレに限っては許可業者により収集する。

②浄化槽汚泥

許可業者により収集する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条／浄化槽法第35条)

(3) 計画収集量

直営	委託業者	許可業者	収集総量
0 k l	3,970 k l	34,250 k l	38,220 k l

(4) 一般廃棄物処理業の許可について

令和8年度一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥、し尿〔ただし、仮設トイレに限る。〕）の許可業者は次の10者とする。

また、浄化槽汚泥、し尿（ただし、仮設トイレに限る。）の収集運搬については、適正に処理されているため、必要が生じない限り現状の許可業者とする。

一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥、し尿〔ただし、仮設トイレに限る。〕の収集運搬業）許可業者

許可業者名	所在地	電話番号
須賀清掃(株)	中戸 133-1	04-7196-6888
杉田清掃(有)	千葉市若葉区多部町 483-1	047-328-8383
(有)関浄化槽管理サービス	木間ヶ瀬 7555	04-7198-0726
(株)関宿急便	木間ヶ瀬 3772	04-7198-1411
(株)関宿浄化槽サービス	岡田 688	04-7198-1538
(株)関宿清掃	木間ヶ瀬 6493	04-7198-5143
中央コントロールサービス(株)	鶴奉 325	04-7124-7161
(株)テック	目吹 1101	04-7122-6728
西村商事(株)	七光台 385	04-7129-3008
野田清掃(株)	中野台 271-1	04-7122-3948

5 中間処理計画

(1) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
野田市第二清掃工場	船形 4236 番地	低希釈二段活性汚泥法処理方式 + 高度処理	164 kl/日

6 最終処分計画

市内に最終処分場がないため、全て市外の最終処分場に埋め立て処分をする。

(1) 処分される焼却灰の量：60 t /年

(2) 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
向洋産業(株)最終処分場	茨城県北茨城市関南町 神岡下字金ヶ峰 2700 番地の 2 外	埋立面積 54,279 m ² 残余量 41,000 m ³	サトイッチ埋立工法

別紙1

事業活動に伴って生じるごみの排出方法等

- 1 事業活動に伴って生じるごみを排出する際に使用する袋は、透明な袋とする。
- 2 塵芥車で搬入する場合は、一辺が40cm以上の物、または3辺（縦+横+高さ）の合計が90cm以上の物は搬入しないこと。
- 3 野田市清掃工場へ搬入できるものは次のとおりとする。

分別の区分	排出方法等
紙くず	・ 資源にならない紙類（ティッシュペーパーなどの汚れた紙くず、感熱紙など）のみとすること。
厨芥類等	・ 生ごみは十分に水切りすること。
木くず	・ 原則として堆肥化できないもののみとすること。
繊維くず	・ 資源にならない布類のみとすること。

- 4 搬入できないものは次のとおりとする。

分別の区分	備 考
産業廃棄物	・ 上記の搬入できるものに該当する紙くず、厨芥類等、木くず、繊維くずであっても、業種により産業廃棄物となる場合は搬入しないこと。ただし、条例第23条に規定する市が処理することができる産業廃棄物を除く。
資源化可能なもの	・ 紙類、衣類、布類など資源化できるものは搬入しないこと。
適正処理困難物	・ 第18(5)のとおり。
排出禁止物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発、引火、感染等の危険があるもの ・ 有害性のあるもの ・ 著しく悪臭を発するもの ・ 特別管理一般廃棄物 ・ 上記に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるおそれのあるもの。